



2010年規定審議会 立法案の提出方法

国際ロータリーの規定審議会は3年に1度、クラブ、地区、および理事会から提出された立法案について討議し、票決します。審議会は、RI組織規定を改正し、決議案を採択する権限を有します。各地区は1名の代表議員を審議会に派遣し、各クラブと地区は立法案を提出することができます。クラブと地区は、審議会に立法案を提出する際、以下の指針に従ってください。

2010年規定審議会の最新情報

2007年審議会では、2010年審議会の立法手続に数々の変更が加えられ、立法案の受付締切日、修正案の締切日、欠陥のある立法案の定義、地区が提案できる立法案の数に変更されました。これらの変更に関する詳細は、「2010年規定審議会の最新情報」または以下をご参照ください。

誰が立法案を提出できるのですか

クラブ、地区、RI理事会、およびグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー(RIBI)の審議会もしくは大会が、立法案を提出できます。ただし、クラブからの立法案は審議会に提出される前に地区の承認を得なければなりません。

締切日が設けられていますか

はい。クラブと地区が2010年の規定審議会に提出する立法案は、**2008年12月31日**までにRI世界本部に届いていなければなりません。クラブが提出した立法案は、地区の承認を証明する書式を添付の上、締切日までに届くよう送付しなければなりません(消印有効ではありません)。締切日厳守で、例外が認められることはありませんのでご了承ください。審議会の都度、立法案が締切日直後に世界本部に届いたため、審議会に案件が提出されなかった地区があります。貴地区の立法案がこのような遺憾な結果となることのないよう、時間に余裕をもってご提出ください。

また、全地区は、地区大会で提案あるいは承認されたすべての立法案を、大会の終了日または郵便投票の場合はガバナーが投票受理期日と定めた日から**45日**以内に、RI世界本部へ提出しなければなりません。

立法案と証明書は下記宛に、郵送、ファックス、またはEメールでお送りいただけます。

Council Services
Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201
U.S.A.
ファックス: 1-847-556-2123
Eメール: councilservices@rotary.org

クラブは立法案をどのように提出したらよいのでしょうか

クラブが立法案を提出する場合、まずはクラブ例会で、クラブの理事会から立法案が会員に提出され、正式に採択されなければなりません。採択された立法案は、採択を証明するクラブ会長と幹事の署名入りの書簡を添えた上で、地区に送付しなければなりません。

その後、地区大会で、この立法案の賛否についての票決を受けます。立法案が地区大会で承認された場合、ガバナーは地区の承認を証明する書式に記入の上、立法案に添えて、締切日の2008年12月31日までにRI世界本部に届くよう提出します(証明書式は、日本事務局またはロータリーのウェブサイト(www.rotary.org)の Council on Legislation (規定審議会)のページからご入手いただけます)。地区大会で立法案を審議する時間的余裕がない場合、ガバナーは代わりに地区内クラブに郵便投票を実施し、票決を求めることもできます。

審議会は、地区の承認を受けたクラブの立法案のみを審議します。

地区は立法案をどのように提出したらよいのでしょうか

地区大会(RIBIの大会)も立法案を提出することができます。ガバナーはこの場合、地区大会または審議会が提出したものであるという証明書を添えた立法案を、締切日の2008年12月31日までにRI世界本部に届くよう提出しなければなりません(証明書式は、日本事務局またはロータリーのウェブサイト(www.rotary.org)の Council on Legislation (規定審議会)のページ(英語)から書式をご入手いただけます)。立法案を地区大会報告書と一緒に提出していただくことができ、または別個に Council Services Section (審議会業務課)宛に提出していただくこともできます。大会報告書に添付して立法案を提出する場合は、報告書式の該当欄に必ず印を付けてください。

提出できる立法案の数には制限がありますか

RI細則は、提出する立法案を合計5件までに制限するよう地区に奨励しています。立法案の数をより少なくすることで、各案件を審議会でもより仔細に審議できることが望まれています。

立法案にはどのような種類のものがありますか

立法案には、制定案と決議案という2つの種類があります。制定案は国際ロータリーの組織規定(国際ロータリー定款、国際ロータリー細則、標準ロータリー・クラブ定款)を改正する立法案で、決議案は組織規定を改正しません。

制定案をどう作成すればよいのですか

まず、制定案は下記の組織規定のみを改正するものであることを銘記することが大切です。

- ✓ 国際ロータリー定款
- ✓ 国際ロータリー細則
- ✓ 標準ロータリー・クラブ定款

制定案は、推奨ロータリー・クラブ細則やロータリー財団細則を改正することはできません。これらの文書を改正できるのはRI理事会と財団管理委員会のみです。組織規定の文書は、2007年版の「手続要覧」の黄色いページの部、または国際ロータリーのウェブサイトでご覧いただけます。

制定案を作成する際は、まず、改正したい箇所に関する文章を3つの組織規定文書全体で検索します。提案する変更が、該当するすべての条項に反映されることを確認してください。変更案に関するキーワードや組織規定の変更部分に関連する参照部分を探し、これらにも変更を加える必要があるかどうかを判断します。この確認が十分に行われなかった場合、改正箇所が組織規定の他の条項と矛盾したり、同一文書内での矛盾が生じたりする可能性があります。ただし、変更箇所が一カ所しかない場合もあります。

改正を必要とする箇所をすべて確認した後、組織規定の改正された関係条項をタイプしなおすか、コンピュータで「コピー」と「貼り付け」をして、新規の文書を作成してください。改正を加えるのはどの文書であるかを明記してください(RI定款、RI細則、標準ロータリー・クラブ定款)。削除する文章には抹消の線を引き、新しく付け加えられる文章には下線を引いてください。作成される制定案は以下のようなものとなります。

制定案

(簡潔に立法案の要旨を書く)の件

提案者(_____ロータリー・クラブまたは第_____地区大会)

(組織規定名)を次のように改正する。

制定案の見本がありますか

はい。以下は、適正に作成され、審議会に提出された制定案の一例です。

制定案

会長指名委員会のクラブに対する報告規定を改正する件

提案者_____ロータリー・クラブ
第_____地区大会承認

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第11条 会長の指名と選挙

11.060. 委員会報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后10日以内に、委員長から事務総長に書式証言されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから~~10日以内に~~、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも30日以内にその報告書の内容を各クラブに郵送通知しなければならない。

(本文終わり)

注:削除する箇所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。改訂される文章には下線が引かれている。

決議案をどう作成すればよいのですか

決議案は、国際ロータリーの組織規定を改正するものではありません。決議案を提案する際、世界中のロータリアンに影響をもたらす決議案であるか、地元規模のものであるかをまず考慮してください。決議案が、RI理事会または事務総長の裁量内で管理運営上の決定を要求あるいは要請するものであるかどうかとも考慮してください。その場合、定款細則委員会が同案を欠陥であるとみなし、審議会へ提出することのないよう、勧告する場合があります。こうした状況では、同案件は理事会に対する建議案として扱われた方が適切であるかもしれません。作成される決議案は下記のようなものとなります。

決議案

(簡潔に立法案の要旨を書く)の件

提案者(_____ ロータリー・クラブまたは第 _____ 地区大会)

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は(決議文)を検討することとする。

あるいは

2007年規定審議会の意見により、(決議文)を国際ロータリーは決議する。

決議案の見本がありますか

はい。下記は、以前の規定審議会に提出された、適正に作成された制定案の一例です。

決議案

ポリオ障害のある児童のリハビリを目的としたプロジェクトの支援をクラブに奨励するよう、
RI理事会に要請する件

第 _____ 地区大会承認

ロータリーが支援したポリオ撲滅プログラムは、世界的にロータリーの名をポリオと結び付けた。

ポリオ常在国には、ポリオ障害のある極貧の児童が多数おり、彼らは有益で建設的な将来を望めるよう身体の動きを助けるものの提供を必要としている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ポリオ常在国に所在する全ロータリー・クラブにポリオ障害のある児童のリハビリを目的としたプロジェクト実施を奨励することを検討することとする。

(本文終わり)

理事会に対する建議案とは、何ですか

審議会へ決議案を提案する代わりに、クラブまたは地区がRI理事会に対して建議案を提出するよう検討することができます(ロータリー章典28.005節)。RI理事会は毎回の会合で建議案を受け付けているため、決議案を提出するよりも、この方法のほうが迅速な対応を得ることができます。理事会に対する建議案は、特定の事柄に関する決定を要請する、理事会への請願です。組織規定の変更が必要とされない多くの場合、提案者の目的は、建議案を提出することによってより効果的かつ迅速に達成されます。

立法案は RI 世界本部に受理された後、どのように処理されるのですか

担当職員がまず立法案に目を通し、案件が地区によって承認され、ガバナーによって証明され、提出期限の 2008 年 12 月 31 日までに受理されていることを確認します。提出期限以降に受理された立法案は、12 月 31 日以前の消印の日付に関わらず、審査の対象となりません。

次に、定款細則委員会による審査に向けて、職員が立法案を準備します。定款細則委員会は、通常、4 カ月から 5 カ月間、月一度会合を設けます。この会合で、委員はそれぞれの立法案が正確に作成されているかどうか検討します。また、同委員会は、職員との協力の下、各案件の「趣旨および効果」「財政的影響」の部分を作成します。複数の案件の内容が似ている場合、定款細則委員会が案件の提案者に折衷案を勧めることがあります。提案者が折衷案に同意することにより、多くの同種の立法案を短時間で早く進めるのではなく、その折衷案をより仔細に審議することができるため、審議会は議題の審議を円滑に実施することができます。さらに修正が必要な案件については、定款細則委員会が、職員と地区代表議員(または提案者)と協力しながら、提案された変更を加えてもよいことになっています。しかし、究極的には、適切に作成された立法案を提出する責任は提案者にあります。その後、定款細則委員会が、検討の結果を RI 理事会に報告し、理事会が以下の項目を最終的に決定することになります。

1. 正規の手続で提出されたか
2. 欠陥があるかどうか。いずれかに該当する場合、提案者によって案件に修正が加えられない限り、この立法案は審議会に提出されない。
3. ロータリーの枠内に当てはまるものか。

2あるいは3に該当する場合、立法案は審議会に提出されません。

情報の詳細をどこから入手したらよいでしょうか

詳細は、「手続要覧－2007年」の第10章と第18章、国際ロータリー定款第10条、国際ロータリー細則第7条と第8条、および国際ロータリー章典の第59条に記されています。